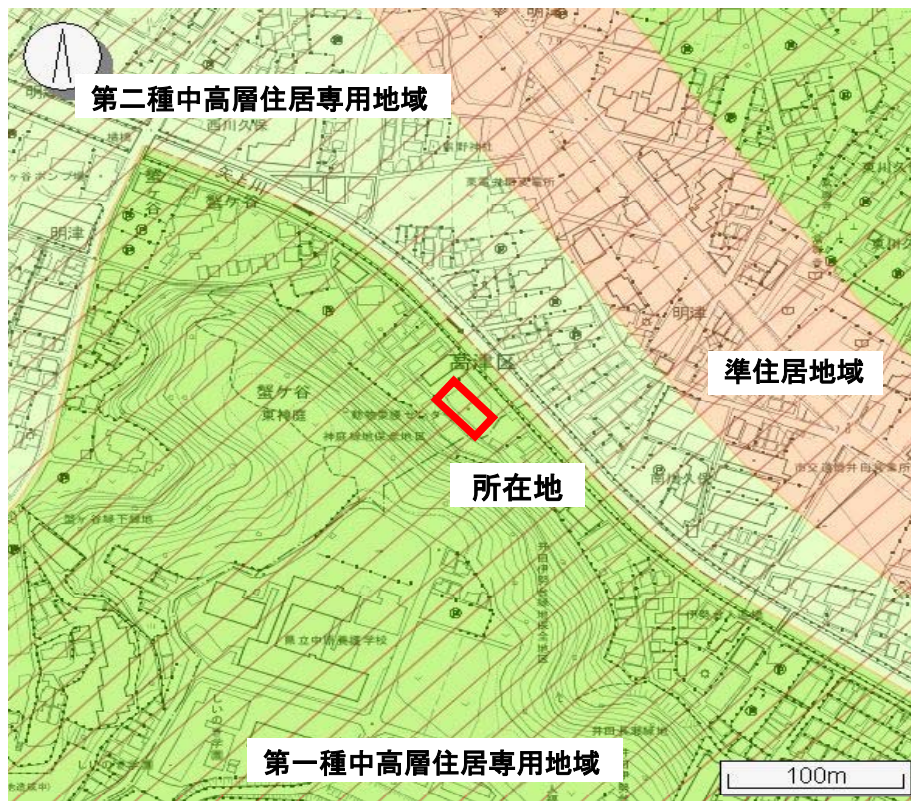


## 1 動物愛護センターの状況

## (1) 動物愛護センターの所在地等

【動物愛護センターの所在地等】			
所在地	高津区蟹ヶ谷 119 番地		
建築構造	鉄筋コンクリート 2 階建	竣工年	昭和 49 年 4 月 (40 年経過)
敷地面積	1,282.64 m <sup>2</sup>		
建築面積	316.88 m <sup>2</sup>	延床面積	609.33 m <sup>2</sup>
用途地域	第一種中高層住居専用地域	建ぺい率/容積率	60/200

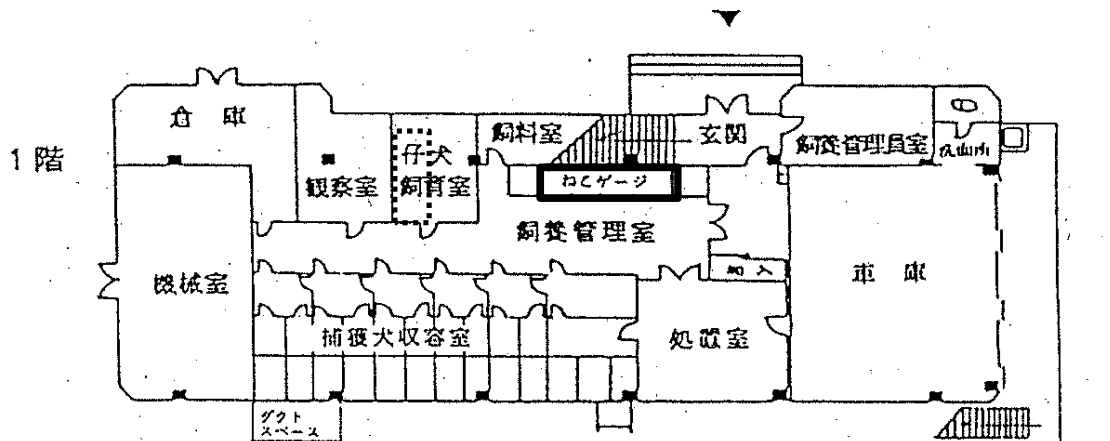
動物愛護センターの所在地



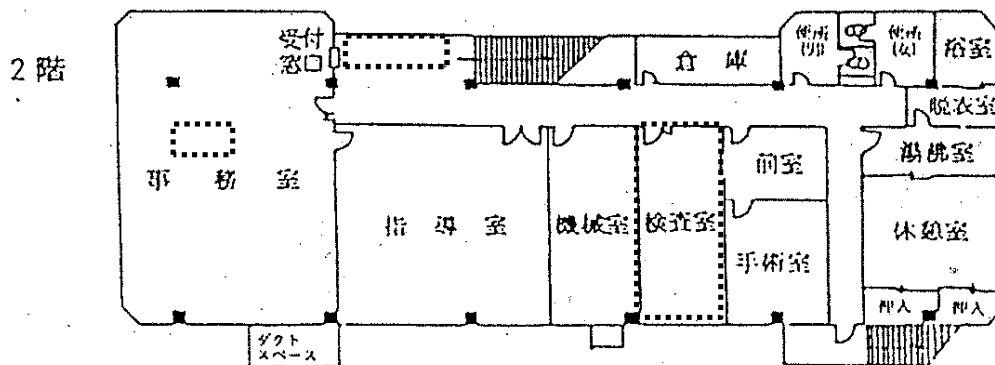
現在の用途地域は、第一種中高層住居専用地域であり、動物愛護センターの建替えは、建築基準法に基づく建物の用途規制により、近隣住民との合意形成のうえ、同法に基づく許可を取得する必要があるなど様々な課題があります。

(2) 動物愛護センターの施設の概要

機 能		面積(m <sup>2</sup> )
管理関係施設		380.77
	手術室	22.94
	検査室	18.60
	事務室 (女子更衣室含む。)	75.50
	男子更衣室	18.60
	機械室等	245.13
収容関係施設		158.87
	処置室 (処分室)	20.00
	犬収容	130.55
	猫収容	2.70
	その他 (うさぎ、モルモット)	5.62
指導室		45.26
薬剤庫		24.43
合 計		609.33



猫保管スペース (現在)



猫の保管（2階廊下）

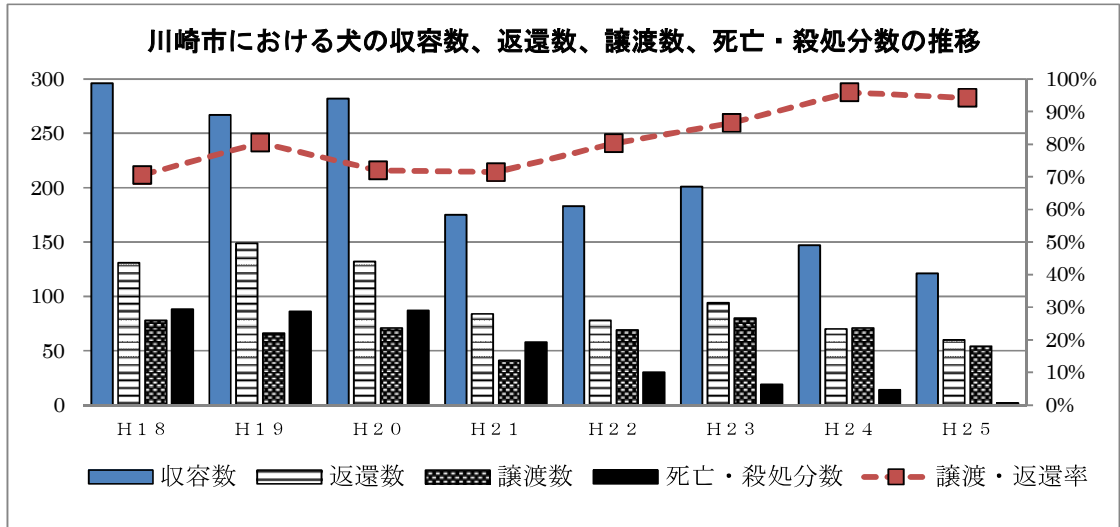


子猫の保管（検査室）

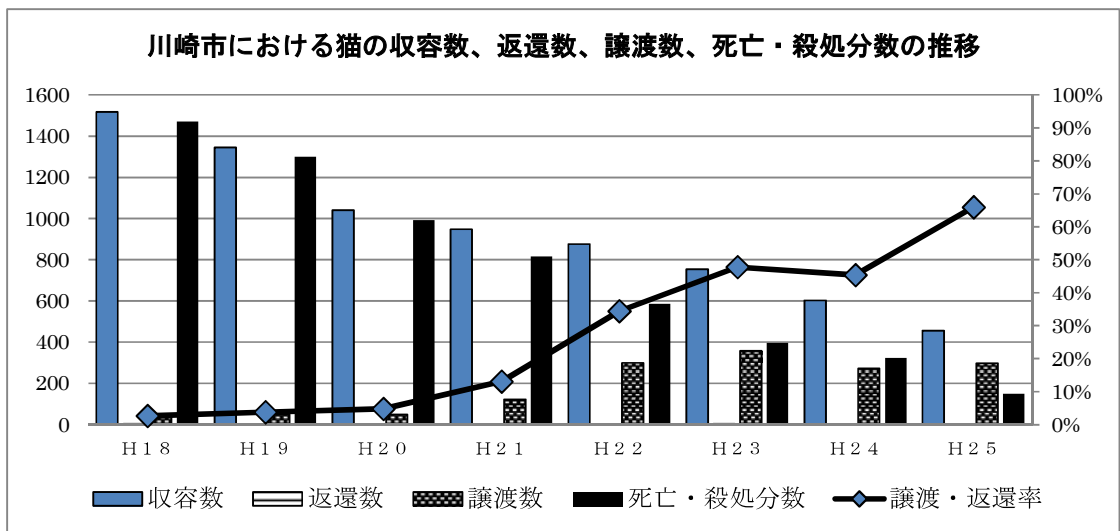


### (3) 動物の収容数等

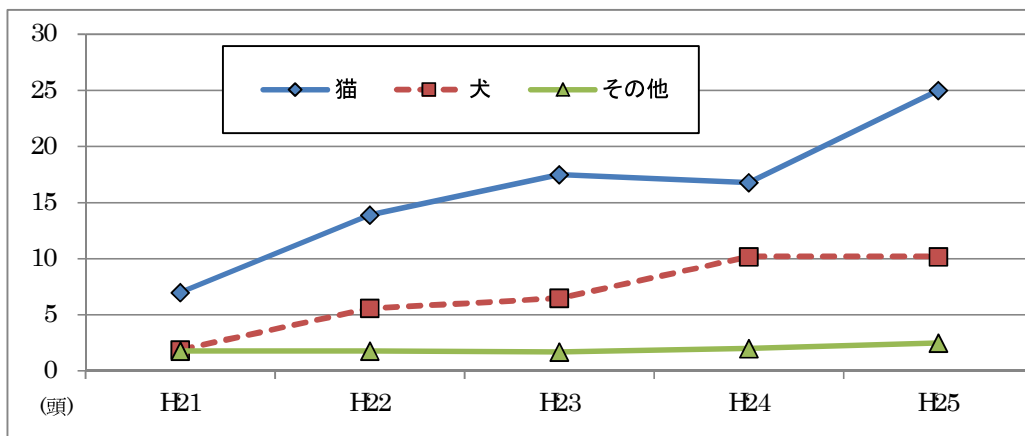
#### ア 犬



#### イ 猫



#### ウ 平均保管頭数（1日）



## 2 動物の殺処分削減に向けた取り組み

### (1) 飼い主の責務

#### ア 終生飼養

- 動物の愛護及び管理に関する法律第7条（平成24年9月改正）
- 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第5条（平成18年3月改正）
  - ・飼い始める際の判断（最後まで飼えるか、適正な管理ができるか）
  - ・やむを得ず飼えなくなった場合、自ら新しい飼い主を探す

### (2) 動物愛護センターでの収容数の削減

#### ア 動物の適正飼養

- ・「譲渡前講習会」「譲渡後講習会」「しつけ方教室」  
対象：犬猫等の飼い主やこれから飼いたい方
- ・適正飼養キャンペーン

#### イ 動物愛護の普及啓発

- ・動物愛護フェア
- ・「動物愛護教室」「いのちの教室」

対象：小学校2、3年生 保育園児 等

#### ウ 終生飼養の普及啓発

- ・飼い主からの引取り相談・指導
- ・コーディネート事業

#### エ 所有明示措置の推進

- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録及び鑑札装着の徹底
- ・迷子札、マイクロチップ装着の推進

#### オ 繁殖制限

- ・不妊避妊去勢手術の普及啓発
- ・猫の不妊去勢手術補助金

### (3) 動物愛護センター収容動物の譲渡推進

#### ア 新たな家庭動物となるために

- ・健康診断、感染症の検査、治療
- ・性格診断、矯正、しつけ
- ・不妊去勢手術
- ・マイクロチップ

#### イ 譲渡対象動物情報の発信

- ・ホームページ
- ・譲渡会の開催

#### ウ 動物愛護団体等との連携

### 3 動物愛護センターの再編整備の必要性

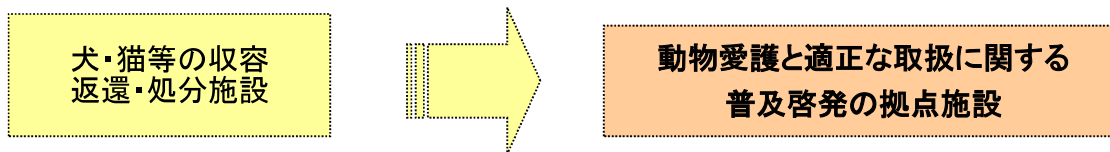
#### (1) 施設の狭あい化

- ・収容動物の殺処分数の減少を図るため、動物の譲渡を推進しており、施設に保管する動物数が増加傾向にありますが、動物を適切に飼養管理しておくスペースが確保できない状況にある。
- ・感染症の拡大を防ぐための検疫室や隔離室がなく、収容動物等に感染が拡大するリスクがある。
- ・動物愛護の普及啓発用スペースや、研修・市民団体の活動のスペースが確保できない。

#### (2) 施設の老朽化

- ・建設から40年が経過し、老朽化が顕著
- ・設備等の故障や破損により適切な環境で動物を収容することが困難
- ・動物に係る治療や手術を行う診療設備が老朽化しているため十分な医療を実施することが難しい状況にある。

#### <動物愛護センターに求められる機能>



猫の不妊去勢手術補助実績

資料 2

年度	オス	メス	計	予算 (円)	決算 (円)	1頭当り補助金額
17	47	77	<b>124</b>	326,000	325,000	オス 2,000円 メス 3,000円
18	119	254	<b>373</b>	1,000,000	全額執行	
19	220	520	<b>740</b>	2,000,000	全額執行	
20	214	524	<b>738</b>	2,000,000	全額執行	
21	214	524	<b>738</b>	2,000,000	全額執行	
22	272	485	<b>757</b>	2,000,000	1,999,000	
23	265	490	<b>755</b>	2,000,000	全額執行	
24	297	468	<b>765</b>	2,000,000	1,998,000	
25	277	482	<b>759</b>	2,000,000	全額執行	
26	107	162	<b>269</b>	3,000,000	700,000	

※平成26年度は5月末現在